

参加してみませんか？国税庁の公売

公売とは？

公売とは、国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、売却することをいいます。

原則として、どなたでも公売への参加が可能です（公売財産を所有する滞納者、国税庁・国税局・税務署の職員などを除く。）。

土地・建物といった不動産のみならず、宝飾品、美術品、家電製品、自動車など、様々な種類の財産を公売しています。

また、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保証がないため、一般的に市場価格より低い見積価額（売却価額の最低金額）が設定されています。

公売の特徴

参加方法 など

各国税局・税務署に入札書を提出いただき、公売に参加する方法のほか、自宅のパソコンやスマートフォンなどで入札する「インターネット公売」に参加する方法があります。

公売財産は現況のまま売却しますので、不動産については、登記簿による権利関係の確認と、実際に現地に行って財産の確認をされることをお勧めします。また、動産については、売却予定の現物を展示した下見会を開催する場合がありますので、公売情報ホームページで日程等をご確認の上、実際にご自身の目で確認されることをお勧めします。

※入札のときに、公売保証金の納付が必要な場合があります。

公売財産や公売予定日等の詳細につきましては、
公売情報ホームページ
(www.koubai.nta.go.jp)でご確認ください。

※手続の詳細については、公売を実施する国税局又は税務署までお問い合わせください。

皆様のご参加お待ちしております。

－ 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp －